

第4次旭川子ども読書活動推進計画の概要について

趣旨

「子どもの読書活動の推進に関する法律」（平成13年12月に施行）に基づき「すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動ができるように、またすべての子どもが本との幸福な出会いを体験し健やかに成長し、人生をより豊かなものにする。」そのための環境や条件を整えることを目的に策定。

第3次読書推進計画

平成27年度から令和2年度まで

第4次読書推進計画

令和3年度から令和7年度まで(おおむね5年間)

基本理念

「すべての子どもが、いつでもどこでも自分から読書に親しむことができる環境をつくります。」

基本方針

- ①読書活動の環境整備・充実
- ②読書に親しむための機会の提供
- ③人材の育成と関係職員の資質の向上
- ④啓発活動と推進体制の整備

第3次子ども読書活動推進計画では、令和2年度以降は国・道の読書活動推進の施策の推移も見ながら、計画の部分的改定や目標の修正などにより継続して推進する。



計画改正の主なポイント

- 発達段階ごとの効果的な取組を推進
 - ・乳幼児期(0～6歳)
 - ・小学生期(6～12歳)
 - ・中学生期(12～15歳)
 - ・高校生期(15～18歳)
- 読書への関心を高める取組の充実
 - ・友人同士でブックトークなどで本を薦め合う

・イメージ

図書館

幼稚園・保育所等

連携・協力

協働・支援

家庭・地域

学校